

事務連絡
平成 23 年 9 月 29 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労働条件政策課長
監督課長
(契印省略)

節電対策緊急労働相談窓口等の取扱いについて

夏期の節電に向けた労使の取組への対応に関しては、平成 23 年 5 月 13 日付け基発 0513 第 1 号「夏期の節電に向けた労使の取組への対応について」（以下「局長通達」という。）により通知され、また、各局における相談等の状況の報告に関しては、平成 23 年 7 月 7 日付け事務連絡「夏期の節電に向けた労使の取組の状況について」（以下「事務連絡」という。）により通知したところである。

これらに係る今後の取扱いについては、下記のとおりであるので、御留意願いたい。

記

- 1 局長通達の記の 1 に基づく「節電対策緊急労働相談窓口」については、同 1 の(2)のアの(ウ)のとおり、本年 9 月 30 日をもって設置終了となること。
- 2 事務連絡に基づく相談等の状況の報告については、本年 9 月分（報告期限：10 月 11 日）をもって終了とすること。